

新規事業所加入キャンペーン業務委託仕様書

1 件 名 新規事業所加入キャンペーン業務委託

2 履行期間 契約日から令和8年1月30日（金）まで

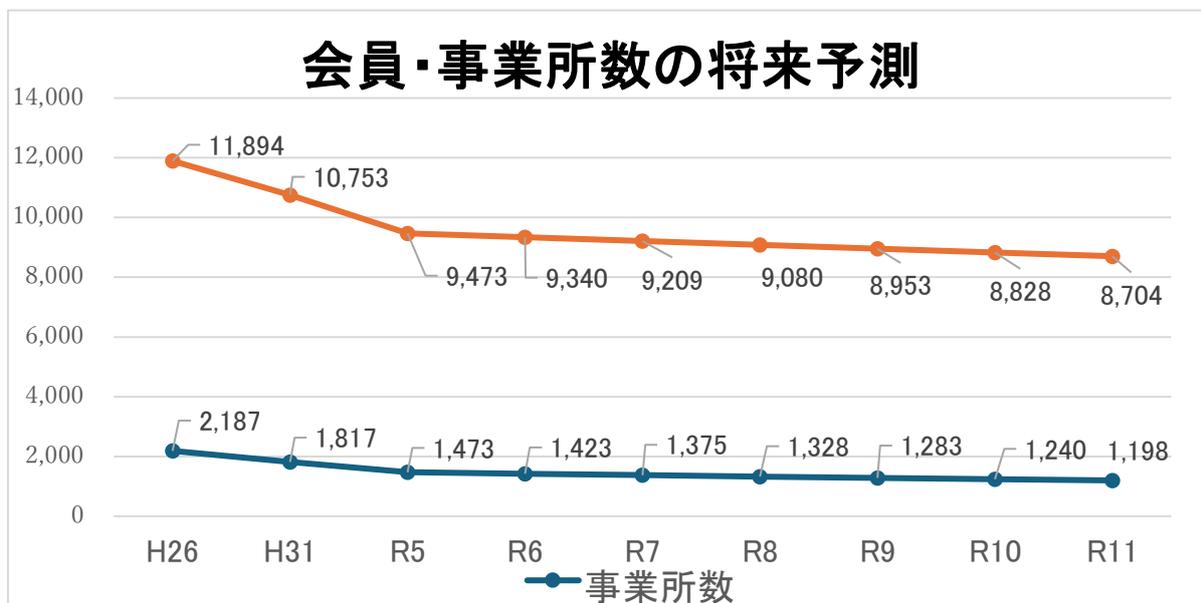
3 履行場所 指定場所

4 業務目的

- ・中小企業で働く勤労者、事業主、その家族を対象に個々の事業所だけでは実施することが難しい福利厚生事業を大企業並みに提供する当サービスセンターの活動を長崎市、長与町、時津町内の労働人口層に対し広く周知すること。
- ・新規事業所加入キャンペーンを実施し、新規事業所の加入を促進すること。

5 背 景

- ・昨年末から年始にかけて、地銀大手の法人営業部門に周知協力依頼を行ったが、当センターの事業活動がほとんど知られていなかった。
- ・設立当初は加入促進活動を活発に行っていたが、35年を経て、当センターの活動内容を知らない人が多くなった。
- ・会員がコロナ禍を経て大きく減少し、令和4年度には会員数が1万人を切った。



- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、事業所訪問が困難となったため、2名体制で行っていた加入促進のための推進員活動を令和2年度から休止。
- ・令和6年10月から1人の職員を雇用し、加入促進活動を再開。
- ・来年度から5年間の計画期間である「第7次中期計画」のための考察資料では、終期である令

和11年度の会員数は8,704人と予測し、目標値を9,000人に設定。

- ・勤労者が企業に求める価値観は年々変わっており、給与以外の様々な要素にも目が向けられる傾向にあり、福利厚生の実充もその一つに挙げられている。
- ・令和3年からはLINEアカウントも取得し、スマートフォンやパソコンから簡単に会員ご自身で申請できるようになり利便性が向上している。

6 ターゲット

- (1) 住 民：長崎市、長与町、時津町内の労働人口層に対し、当サービスセンターの活動を広く知らせる
- (2) 中小企業の事業主：新規事業所の加入を促進する。特に、近年加入の多い福祉や医療、介護関係など比較的規模の大きな事業所が若年層を多く雇用し、若年層が増加していることから今回は福祉や医療、介護関係など業種を絞り込んでアプローチする。東京商工リサーチ長崎から未加入事業所のデータ（従業員10名以上）222事業所を入手済み。

7 業務内容

(1) 事業活動とキャンペーンのPR

ターゲットの(1)住民を対象にしたPR活動

- ・期間：令和7年9月1日（月）～11月30日（日） 3カ月間
- ・チラシの作成
- ・メディアを使ったPR

(2) キャンペーンの実施

ターゲットの(2)中小企業の事業主を対象とした新規事業所加入促進活動

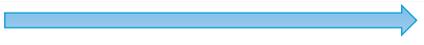
- ・期間：令和7年10月1日（水）～11月30日（日） 2カ月間
- ・効果的キャンペーンの提案
- ・キャンペーン特典の提案
- ・魅力的なダイレクトメールの提案
- ・ダイレクトメール以外の効果的なアプローチ方法の提案

*注記

- ・キャンペーンの特典として、入会金（200円）無料、10人以上の事業所への商品券などのプレゼント代金は別途、当センターが負担
- ・プレゼント代金については、月会費と同額の500円/人を超えない範囲とする
- ・入会金無料については、実施決定。プレゼント企画については、提案すること。
- ・また、企画内容に14 参考の「会員の声」を利用すること。

8 業務のイメージ

キャンペーンの実施に当たっては、概ね当初1カ月間はPR主体で、2カ月目以降に事業主にアプローチするなど戦略的に実施すること。

期 間	9/1 → 9/30	10/1 → 11/30
事業とキャンペーンPR		
新規事業所加入促進活動		

9 成果目標

(1) 新規事業所 20事業所

(2) 新規会員 200人

なお、目標値に達しない場合であっても、誠実な履行が認められない場合を除き、受託者に不利益はないものとする。

10 成果品

業務で制作した全ての成果品については、各データ完成後1か月以内に電子データで提出すること。なお、各データのファイル形式は当センターとの協議により決定する。

11 実施報告及び実績

(1) 実施報告

各業務の実施状況について、分析を行い、その分析結果や課題及び今後の対応などについて当センターへ報告すること。

(2) 実績報告

業務完了後、実績報告書（業務の実績及び成果検証結果等をまとめたもの）を作成し、令和8年1月30日（金）までに当センターへ電子データで提出すること。なお、様式の詳細は協議により決定する。

12 実施体制

業務の実施にあたっては、必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。また、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面で通知すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

※氏名及び受注者との雇用関係を証明する書類

13 全体に係る注意事項

(1) 業務の再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。

なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を当センターに提出し、承諾を得なければならない。

ア 再委託を行う相手方の商号または名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

(2) 著作権等

ア 本業務の実施にあたり制作した成果品のすべての所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は当センターに帰属し、当センターの承諾なしに使用又は公表してはならない。

イ 受託者は著作者人格権を行使しない。

ウ 成果品について、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(3) 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(6) 委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、検査に合格した場合に請求することができる。

(7) その他

仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

14 参考

(1) 会員の声の利用

会員から次の声が寄せられているので、PRやキャンペーンに利用すること特に下線のものは必ず利用すること。なお、文言は意味が同じであれば、多少変更も可。

- ・ランチクーポンを楽しみにしています
- ・コンサートの助成金は助かります
- ・還暦祝金をいただきました
- ・毎年の健康診断助かります
- ・旅行に宿泊助成金を活用しています
- ・地域密着の展覧会や催事が楽しみです
- ・スマホで簡単に申し込めました
- ・以前と違って申請がオンラインでできました
- ・温泉入浴券を利用しています
- ・お得にスポーツクラブを利用しています
- ・家族みんなで映画を観て楽しかった
- ・ビアホールチケットを職場の親睦で使っています
- ・子供の入学など節目で祝金が出るので助かります
- ・結婚のお祝い金ありがとうございます
- ・バイオパークをお得に利用しています

(2) チラシ2種

ア 長崎市勤労者サービスセンターの概要

イ 事業主及び従業員の皆さまへ

(3) 第7次中期計画策定のための考察資料（抜粋）

サービスセンターの会員数と事業所数の動向、会員の年齢構成などの分析